

○ 介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）（抄）

新	旧
指定居宅サービス事業、指定居宅介護支援事業及び介護保険施設における会計の区分については、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第三十七号）第三十八条等の運営基準において会計を区分する旨規定しており、具体的な会計処理の方法等については、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成十一年九月十七日老企第二五号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の第三の3等において、「別に通知する」としているところであるが、今般、その取扱いについて、次のように定めたので、御了知の上、貴都道府県内の市町村、関係団体、関係機関に周知を図るとともに、指導等に当たっての参考にされたい。 なお、本通知は、地方自治法第二百四十五条の四第一項に規定する技術的な助言に該当するものである。 1 （略） 2 本通知の前提となるそれぞれの会計基準と会計処理方法について (1) （略） (2) 医療系サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス）については、病院会計準則、介護老人保健施設会計・経理準則及び指定老人訪問看護の会計・指定訪問看護の会計・経理準則等を基本として各事業所ごとの収支状況等に関する内容を明らかにすることとする。 (3)・(4) （略） 3 （略） 別紙2 （内容変更有）	指定居宅サービス事業、指定居宅介護支援事業及び介護保険施設における会計の区分については、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第三十七号）第三十八条等の運営基準において会計を区分する旨規定しており、具体的な会計処理の方法等については、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成十一年九月十七日老企第二五号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の第三の3等において、「別に通知する」としているところであるが、今般、その取扱いについて、次のように定めたので、御了知の上、貴都道府県内の市町村、関係団体、関係機関に周知を図るとともに、指導等に当たっての参考にされたい。 なお、本通知は、地方自治法第二百四十五条の四第一項に規定する技術的な助言に該当するものである。 1 （略） 2 本通知の前提となるそれぞれの会計基準と会計処理方法について (1) （略） (2) 医療系サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護老人保健施設、<u>指定介護療養型医療施設</u>、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス）については、病院会計準則、介護老人保健施設会計・経理準則及び指定老人訪問看護の会計・指定訪問看護の会計・経理準則等を基本として各事業所ごとの収支状況等に関する内容を明らかにすることとする。 (3)・(4) （略） 3 （略） 別紙2